

事件名：エレオ事件

法分野：米国著作権法

米国最高裁判所 2014年6月25日判決

(American Broadcasting cos., Inc., et al. v. Aereo, Inc., fka Bamboo Labs, Inc.)

http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-461_1537.pdf**【事案の概要】**

本件は、米国の地上波放送局が、インターネット経由で地上波テレビ番組を顧客の端末などに転送するサービスを提供しているエレオ社を相手方として、エレオ社が地上放送局の保有する著作権（米国著作権法第106条（4）の実演権）を侵害していると主張して、訴訟を提起した事件である。

【サービスの概要】

本システムは、サーバ、信号変換器、及び、中央倉庫に設置された多数の10センチ硬貨サイズのアンテナで構成される。その概要は、以下のとおりである。

- ①視聴者が現在放送されている番組を見ようとするときは、エレオのウェブサイトを訪れ、ローカル番組のリストから見たい番組を選択する。
- ②エレオのサーバは、視聴者が選択した番組の時間中、1つのアンテナを1人の視聴者に割り当てる。次に、サーバは、当該アンテナを番組が送られてくる無線放送に合わせる。当該アンテナが番組を受信し、エレオの信号変換器がその信号をインターネット経由で送信可能なデータに変換する。
- ③直接データが視聴者に送信されるのではなく、エレオのハードドライブ上の視聴者の専用フォルダにデータがセーブされる。言い換えると、エレオのシステムは、番組を選択した視聴者特有のコピー（subscriber-specific copy）、すなわち、パーソナルコピーを作成する。
- ④一旦数秒間セーブされた後、エレオのサーバは、当該セーブされたデータをインターネット経由で視聴者に送信し、視聴者は、インターネットに接続された自己のPC、タブレット、スマートフォン等の端末で送信された番組を見ることができる。

(参考：米国著作権法)

§ 106 Exclusive rights in copyrighted works

Subject to sections 107 through 122, the owner of copyright under this title has the exclusive rights to do and to authorize any of the following:

- (4) in the case of literary, musical, dramatic, and choreographic works, pantomimes, and motion pictures and other audiovisual works, to perform the copyrighted work publicly;

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまこれらを許諾する排他的権利を有する。

- (4) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。

(CRIC 外国著作権法令集 アメリカ編 山本隆司訳)

§ 101 Definitions

To perform or display a work "publicly" means-

- (1) to perform or display it at a place open to the public or at any place where a substantial number of persons outside of a normal circle of a family and its social acquaintances is gathered; or
- (2) to transmit or otherwise communicate a performance or display of the work to a place specified by clause (1) or to the public, by means of any device or process, whether the members of the public capable of receiving the performance or display receive it in the same place or in separate places and at the same time or at different times.

著作物の「公の」実演または展示とは、以下のいずれかをいう。

- (1) 公衆に開かれた場所または家族および知人の通常の集まりの範囲を超えた相当多数の者が集まる場所にお

いて、著作物を実演または展示すること。

(2) 著作物の実演または展示を、何らかの装置またはプロセスを用いて、第(1)節に定める場所または公衆に送信または伝達すること（実演または展示を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない）。

(CRIC 外国著作権法令集 アメリカ編 山本隆司訳)

【争点】

- (1) エレオが「実演」しているか。
- (2) エレオは「公に」実演しているか。

【判旨】（結論：著作権侵害）

- (1) エレオが「実演」している。

- ・ 議会の改正の歴史は、エレオがエレオは単なる機器の提供者ではないことを明確にしている。エレオの活動は、議会が本条項を及ぼすために改正した CATV 会社の活動に実質的に類似している。
- ・ エレオは、その多くが著作権で保護され、実際に放送されている、テレビ番組を視聴者に視聴できるようにするサービスを販売している。
- ・ エレオは、ユーザの家の外の、中央倉庫に設置されたエレオの機器を使用している。
- ・ エレオの技術（＝アンテナ、信号変換器、及びサーバ）によって、エレオのシステムは、公にリリースされた番組を受信し、それらをプライベートチャンネルで追加の視聴者（additional viewers）に送信している。

<CATV システムとの技術的な違いについて>

- ・ 当裁判所は、エレオのシステムと Fortnightly 事件や Teleprompter 事件で争点となった CATV システムとの間に 1 つの特別な違いがあることを認識している。
- ・ これらの事件のシステムは継続的に送信していたのに対し、エレオのシステムは視聴者がテレビ番組を見たいと指示するまで動かないままである。
- ・ 別のサービスや技術の提供に関する他の事件では、プロバイダの機器の運用や送信コンテンツの選択におけるユーザの関与は、本条項の意味において、プロバイダが実演しているかどうかに影響するかもしれない。
- ・ しかし、本条項改正の際の議会の基本目的を考慮すれば、CATV 会社とエレオの多くの類似性は、上記の違いは決定的な違いではないことを確信させる。

→エレオは単なる機器の供給者ではなく、エレオが「実演」している。

- (2) エレオは「公に」実演している。

- ・ 著作権法第 101 条の条項は、「著作物の...実演を...公衆に...送信する」場合、著作物の公の実演と定めている。
- ・ エレオがこの定義の該当性を否定する理由は次のとおりである。第 1 に、エレオが送信する実演は、その送信活動によって作られた実演である。第 2 に、1 人が受信できる実演は特定の 1 人の視聴者にのみしか送信されないため、エレオはプライベートに送信しているものであり、公に送信しているのではない。

<第 1 の理由について>

- ・ エレオは、どのような実演を送信しているのか。申立人は、エレオが従前の著作物の実演を送信していると主張しているのに対し、エレオは、エレオが送信する実演はその送信活動によって作られた新しい実演であると主張する。
- ・ 仮にエレオの議論が正しいとしても、映像の著作物の実演の送信とは、見ることができる映像や聞くことができる音を同時に伝達することを意味する。エレオは、視聴者に「装置またはプロセス」によって、著作物の映像や音を伝達している。そして、それらの映像や音は視聴者のコンピュータ上で視聴することができる。当裁判所の定義によれば、その視聴者がいつ番組を見るかにかかわらず、エレオが実演を送信している。

<第 2 の理由について>

- ・ エレオが「公に」実演を送信しているとの本条項の要件はどうか。
- ・ エレオの視聴者は、個別に割り当てられたアンテナで放送信号を受信し、エレオのシステムは、それらの信号

から選択された番組のパーソナルコピーを作成し、当該視聴者以外の者には送信しないので、「公衆に」実演を送信しているに当たらないと主張する。

- 本条項の解釈によれば、これらの技術的な違いは、エレオのシステムと公衆に実演している CATV のシステムを区別するものではない。議会の規制目的の見地からみれば、何故これらの技術的な違いが関係するのか。議会は、CATV 会社の無許諾の活動からと同じように、エレオの無許諾の活動から著作権者を保護することを意図していた。
- 本条項の文言は、議会の意図を達成するものである。本条項の文言及び目的を考慮すると、ある者が同時に知覚できる映像や音を多数の人々に伝達するとき、個別の伝達の数にかかわらず、それらの者に実演を送信しているというのが当裁判所の結論である。
- エレオが送信する視聴者は、「公衆」を構成する。エレオは、同時に知覚できる映像や音をお互いに無関係かつ見知らぬ多数の人々に伝達している。本条項は、「公衆」が家族外の多数のグループの人々からなることを示唆している。
- 記録 (record) やエレオは、当該サービスの基になっている著作物 (the underlying works) の所有者や保有者のように、エレオの視聴者がその人数の範囲内で実演を受信することを勧めていない。このことは関係してくる。なぜなら、ある者が一連の人々に実演するとき、当該人々が「公衆」を構成するかどうかは、しばしば当該人々と当該著作物との関係によるからである。
- エレオの視聴者は異なる時及び場所で同一の番組を受信する。しかし、この事実は、本条項が「実演...を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない」と明確に規定しているから、エレオの助けにならない。

→エレオは申立人が著作権を保有する著作物の実演を公に送信している。

【コメント】

- 機器の提供者やサービスプロバイダを相手方とする事件では著作権侵害の二次的な責任が問題となる場合が多いが、本件はサービスプロバイダ (エレオ) による実演権の直接侵害が問題となった事件である。
- 本件のほかに米国でサービスプロバイダによる実演権の直接侵害が問題となった事件の例としては、カートゥーンネットワーク事件 (The Cartoon Network LP, LLP et al v. CSC Holdings, Inc. et al) がある (なお、同事件では複製権の直接侵害も問題となっている)。同事件では、サービスプロバイダの保有するサーバから顧客へのテレビ番組のデータの送信が実演権となるかが問題となったが、米国第2巡回控訴裁判所は、同事件のサービスプロバイダのシステム (RS-DVR システム) の各送信は、1人の顧客に対してその顧客が作ったコピーを使ってなされているため、当該送信は「公の」実演に該当せず、実演権を侵害しないと判断した。
- 我が国でテレビ番組の転送サービスの著作権侵害が問題となった事件としては、「まねき TV 事件」「ロクラク事件」「録画ネット事件」がある。これらの事件のうち、「まねき TV 事件」では、1対1通信が公衆への送信に当たるかが問題となっている。この点、「まねき TV 事件」の最高裁は、自動公衆送信装置の定義に関し、「公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛に送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといふべきである。」とし、送信の主体をサービスプロバイダであるとし、サービスプロバイダからみて、同事件のサービスの利用者は不特定の者として公衆に当たると判示している。このように我が国の最高裁は、1対1通信であることのみによって公衆性が否定されないことを明らかにしている。

【参考判例】

- 「まねき TV 事件」最判平成 23 年 1 月 18 日民集第 65 卷 1 号 121 頁
- 「ロクラク事件」最判平成 23 年 1 月 20 日民集第 65 卷 1 号 399 頁
- 「録画ネット事件」知財高判平成 17 年 11 月 15 日 (最高裁 HP)
- The Cartoon Network LP, LLP et al v. CSC Holdings, Inc. et al